

# 情報Ⅰ 個人情報(個人に関する情報)

教科書 pp.16-19

## プライバシー権と肖像権

・(① )

・(② )

- ・日本国憲法第13条の「自由及び幸福追求に対する国民の権利」に基づく権利
- ・他人に知られたくない情報を知らない権利
- ・侵害された場合、民法上の不法行為に該当し、損害賠償請求等ができるものの、プライバシー権を定めた法律はない
- ・民法は私人間のルール

・(③ )

・(④ )

- ・有名人の経済的な促進力を他人に使われない権利を(⑤ )
- ・プライバシー権と同様に、「自由及び幸福追求に対する国民の権利」に基づく権利として保護される
- ・侵害された場合、民法上の不法行為に該当し、損害賠償請求等ができるものの、肖像権を定めた法律はない
- ・政治家などの公人に関しては、公務中の撮影などにおいては肖像権が制限されることがある

## 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

・(⑥ )

1. 問題: (⑦ )

2. 目的: (⑧ )

3. 目標: 個人情報を扱うための決まり(法)を作成

4. 評価: 複雑で理解されづらいものの、改正しながらある程度目的を達成するようになってきた

・公法の一つであり、刑事罰や行政処分が課される

・(⑨ )

・生存する個人に関する情報で、氏名、住所、生年月日等の記述により、

(⑩ )

・個人の写真(個人に関する情報)やマイナンバー(個人識別符号)

・(⑪ )

・氏名、住所、生年月日、性別

・本人確認に用いられる

・(⑫ )

・人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴

・不当な差別や偏見、不利益などが生じやすく、特に取り扱いに注意すべき

・個人情報を扱う事業者の主な義務

・個人情報収集の目的を明らかにし、その目的以外に利用しない

・同意なしで第三者に提供しない

## 補足

・プライバシーポリシー: 個人情報をどの用の目的で使うかの方針を具体的に示したもの

・忘れられる権利: 個人の求めに応じて、インターネット上の個人に関する情報をサービス提供者に削除するよう求められる

・オプトイン: 使う前に許可を取る方式(オプションでイン(利用)できる)

・オプトアウト: 使ってほしくなければ申し出る方式(オプションでアウト(断る)できる)

## 補足資料

・【VTuber 判例シリーズ】VTuber の演者の本名・年齢をネット上で暴露する行為についてプライバシー侵害の成立が認められた事例(東京地判令和2年12月22日)

<https://www.mseki-law.com/archives/1999>

